

東弁26人第150号

2014年7月25日

警視庁

警視総監 高 綱 直 良 殿

東京弁護士会

会 長 高 中 正 彦

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記の通り警告いたします。

記

第1 警告の趣旨

当会は、貴庁に対し、次のとおり警告する。

2009（平成21）年6月16日午後9時頃、町田警察署所属警察官によって、申立人に対してなされた職務質問および所持品検査は、警察官職務執行法に違反する違法なものであった。また、これらに引き続く、警察署への連行、取調べは、任意捜査の限界を超えた違法なものであり、特に取調べは申立人の供述拒否権をも侵す人権侵害行為であった。

よって、今後は、違法な捜査を行わないよう、警察官に対する指導・教育を徹底させること。

第2 警告の理由

1 当会が認定した事実

（1）申立人

申立人は、申立時23歳の独身男性で、南町田にあるペットショップに勤める会社員である。

(2) 職務質問

2009（平成21）年6月16日、仕事から帰宅後、食事を採らないままレンタルビデオ店に向かうために、自分の車を運転して家を出た。午後9時頃、町田市常盤町の日向根トンネルの中で検問をしている警察官に停車を求められた。

なお、申立人が所有し運転していた車は、トヨタBBエアロモデル、黒色で、後部座席とトランクルームに黒いフィルムを貼り、車高が低い、違法な改造は施していなかった。

検問が行われていた場所には、警察官が総勢10名くらいいた。いわゆる飲酒検問ではなかった。

申立人が停車を求められた際、他に車は止められていなかった。申立人が停車したら、一斉に警察官が車に寄ってきて、その後に通った車は停車させられずに通り過ぎていった。

(3) 所持品検査

はじめは、警察官1名が「検問をしている」と言い、すぐに「中を見せて下さい」と言いながら、ドアを開けられた。後部座席のドアを開けられた後、トランクも開けられた。トランクもドアも鍵がかかっていない状態だった。

ドアは全て開けられ、車の中を懐中電灯でくまなく見られた。

後部座席を開けられた時点では、警察官は2名になっており、その後、後部席からバットが見つかり、他の警察官を呼び寄せて3、4名になった。

このバットは木製バットで、中学生のときに素振り用に使っていた重めのバットであった。バットは、6月1日にお台場で社内懇談会としてバーベキューをする際に、事前に上司から頼まれて、スイカ割りを行うために持参したものであった。当日は、別の人が必要な棒を持ってきたため、当該バットはスイカ割りには使わなかった。その後、バットは、

同じく当日持参したラジカセ、当日でたゴミなどとともに、車の中に入れてたままになっていた。

(4) 任意同行

申立人は、警察官から、どうしてバットを持っているのかと聞かれ、バーベキューのスイカ割り用に使うつもりだったと説明した。警察官が、「スイカの汁がついていない」などと言ったため、申立人は、現実にはスイカ割りに使っていないこと、車にあるラジカセもバーベキューのために持って出たことなどを説明したが、聞き入れられず、「バーベキュー用じゃないな。忠生交番に行くから、前のパトカーについて行って」と言われた。

申立人は、レンタルビデオ店に行かなければならないことなどを伝え、「なんで行かなきゃならないんですか」などと述べたが、「すぐ終わるから」という言葉があったため、「分かりました」と返答し、警察官の指示に従った。「嫌だ」とは言っていないが、行きたくない気持ちは伝えた。

申立人の車の助手席に若い警察官が乗り、パトカーの後について忠生地区交番まで運転して行った。

(5) 取調べ

忠生地区交番（単なる街の交番ではなく、本署に近い広さを持つ）では、1階奥の取調室に連れて行かれた。細長く、壁が真っ白の部屋で、窓がなく、机は真中に置いてあった。

はじめに所持品の確認をされ、免許証をコピーされた上、住所、名前、職業、家族などを書かされた。その上、バットが車の中にあった事情について、バーベキューで使うためだったと説明した。ところが、警察官は、これを聞き入れず、「護身用以外にバットを持っていた理由はない」と指摘し続けた。そのようなやりとりが、警察官は入れ替わりながら、その後3時間以上続いた。

申立人は、自分の言い分が受け入れられないことから、怒りと悔しさ

で、2時間くらい経過した後に涙が出てきた。

3時間以上にわたる取調べの間には、バーベキューをしたことを明らかにするために、会社の上司の電話番号を伝えたり、「なだめ役」の警察官から、職場であるペットショップに関する雑談に答えたりしていた。

3時間位経った後、「いつ帰れるんですか。すぐ帰れるって言ったじゃないか。ツタヤの延滞料金がかかっちゃうから帰りたい」などと何度も訴えた。しかし、警察官は「護身用だと認めるまでは帰れない」と言って取り合ってもらえず、バットは上司から言われて持って行ったこと、バーベキューで使うためだったことを繰り返し説明させられた。

途中、申立人の携帯電話に母親から電話がかかってきたため、申立人は、母親に状況を説明した。

その後、護身用でバットを持っていたことを認める内容の文書を示され、同じ内容の上申書を手書きで書けば帰宅できると言われた。その紙には、日付、どこで検問を受けたか、護身用でバットを持っていたこと、今後一切同様のことはしません、などと書かれていた。

申立人は、「どうして護身用なのか」と尋ねたが「これで書かないと帰れない」と言われ、やむなく自筆で文書を書いた。上申書は3回書き直しさせられた。「自分の言葉で書いて」と言われ、「所持していた」を「持っていた」に書き直されたりした。

上申書を書いた後、調書のようなものを作成しはじめた。申立人が言っていることと異なる事実が記載されていたが、プリントアウトされなかったし、署名を求められることもなかった。

名前を書いたのは、先の上申書とバットの任意提出書だけである。

- (6) 以上の事実は、申立人の主張を概ね認めるものである。当会は、町田警察署に対しても事実照会を行っているが、同署からは具体的な事実を示した回答がなかったため、やむを得ず、申立人側の主張を慎重に検討した上で、上記の事実を認定した。

2 評価、判断

(1) 職務質問と所持品検査について

職務質問の要件について、警察官職務執行法2条1項は、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者を停止させて質問することができる」と規定している。

申立人は自車を通常走行させていただけであり、異常な挙動があった様子はなく、その他の事情からも、申立人が何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる事情等、職務質問が許容されるべき法定の要件に該当する事情の存在があったとは認められない。したがって、警察官が申立人を停車させて、職務質問をしたことは、法定の要件を欠くものであり、違法である。

また、任意の所持品検査は、警察官職務執行法2条1項に基づき、職務質問に伴って許容されるものとされているが（最高裁判決昭和53年6月20日・刑集32巻4号670頁）、そもそも本件の所持品検査は、警察官らは、「検問している」「中を見せてください」と述べるだけで、申立人の明確な了解の意思を確認することなく、車のドア、トランクを自ら開け、車の中の所持品を検査しており、任意のものと評価できないし、そもそも本件においては、本来職務質問がなされてはならない違法なものだったのであるから、職務質問に伴って行われた所持品検査も、当然に要件を欠いた違法なものといえる。

(2) 任意同行、取調べ

警察官らは、申立人を忠生地区交番に同行させた上で、取調べを行っている。本件の同行とこれに続く取調べは、刑事訴訟法198条に基づく任意捜査として行われたものと認められる。

任意捜査の一環としての被疑者の任意同行及びその後の取調べは、

事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において、許容される（最高裁判決昭和59年2月29日・刑集38巻3号479頁）。

本件においては、申立人に向けられた容疑は軽犯罪法違反という微罪で、そもそも木製バットを後部座席に置いていたことが、同法1条2号の、「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」に該当するとはいえない。さらに、先に指摘したように、本件の木製バットは違法な所持品検査で見つかったものである。

また、任意同行の態様も、同行したくない旨を伝えた申立人に対して、「すぐ終わる」などと根拠のない虚言を弄し、申立人の運転する車の助手席に警察官が乗り込むなど、真に任意のものと評価することはできない。

同行後の取調べも、申立人は、バットを車の中で所持していた理由について、10日前（6月1日）にバーベキューを行った際、スイカ割りを行うのに使う予定であったと説明しているのに、警察官は、護身用であるはずだと主張し、申立人に対して、その旨認めるように、繰り返し詰問している。そして、このようなやりとりが、3時間以上にわたって続き、その間、申立人は信じて貰えないために悔しくて涙を流したり、やがては「帰りたい」と何度も訴えるようになる。最終的には、帰宅することと引き替えのように、意思に反する書類作成に協力することとなり、「護身用でバットを持っていました。」と自ら書いている。

これらの事情からすると、本件の任意同行とその後の取調べは、任意捜査として許容される限界を超えた違法なものである。特に、本件の取調べは、長時間に亘る上、警察官の指示に従わなければさらに取調べが長くなると思わせて、申立人の意思に反して、申立人の認識と

異なる内容の上申書を作成させたことは、申立人の供述拒否権（憲法 38 条 1 項）をも侵害する重大な人権侵害行為である。

以 上